

「企業活動と医療機関等の関係の透明性に関する指針」

1. 適用範囲

本指針の適用となる国内の医療機関等および医療関係者等とは以下を指します。

- (1) 医療機関等とは、医療機関、医療機関に併設されている研究部門、大学の理学・工学等におけるライフサイエンス系の研究部門等その他ARO (Academic Research Organization)、医療関係団体、および財団等をいいます。
- (2) 医療関係者等とは、医療担当者（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、その他医療・介護に携わる者）、医療業務関係者（医療担当者を除く医療機関の役員、従業員、その他当該医療機関において医療用医薬品の選択または購入に関与する者）、および医学、薬学系その他、理学、工学等におけるライフサイエンス系の研究者をいいます。

2. 公開方法

当社ホームページを通じて、前年度分の医療機関等および医療関係者等への金銭の支払等について、決算終了後公開します。

3. 公開時期

公開は2013年度から実施しています。

4. 公開対象

A. 研究費開発費等

研究費開発費等にはGCP省令などの公的規制のもとで実施している臨床試験や、新薬開発の治験および製造販売後臨床試験が含まれます。また、GPSP省令、GVP省令などの公的規制のもと実施する有害事象・感染症症例報告、製造販売後調査等の費用を含みます。以下の費目について年間の総額を公開します。

- ①共同研究費
- ②委託研究費
- ③臨床試験費
- ④製造販売後臨床試験費
- ⑤副作用・感染症症例報告費
- ⑥製造販売後調査費

2016年1月1日付以降の新規契約に基づく支払分については、以下の要領で公開します。

費用名		公開内容
①共同研究費	臨床	提供先施設等の名称、当該年度に支払のある契約件数、金額 〇〇大学（〇〇病院） 〇〇件〇〇円
	臨床以外	年間総契約件数、年間総額、提供先施設等の名称一覧 年間総契約件数 □□件、年間総額 □□円 〇〇大学（〇〇病院）
②委託研究費	臨床	提供先施設等の名称、当該年度に支払のある契約件数、金額 〇〇大学（〇〇病院） 〇〇件〇〇円
	臨床以外	年間総契約件数、年間総額、提供先施設等の名称一覧 年間総契約件数 □□件、年間総額 □□円 〇〇大学（〇〇病院）
③臨床試験費（治験費）		提供先施設等*の名称、当該年度に支払のある契約件数、金額
④製造販売後臨床試験費		〇〇大学（〇〇病院） 〇〇件〇〇円
⑤副作用・感染症症例報告費		*個人との契約の場合： 〇〇（氏名） 〇〇大学（〇〇病院） 〇〇科 〇〇（教授等）
⑥製造販売後調査費		〇〇件〇〇円
⑦その他の費用		年間総額

B. 学術研究助成費

学術研究の振興や研究助成を目的として行う寄附、および学会等の会合開催費用の支援としての寄附などを、以下の費目・要領で公開します。

①奨学寄附金

〇〇大学〇〇教室：〇〇件〇〇円

②一般寄附金

〇〇大学（〇〇財団）：〇〇件〇〇円

③学会等寄附金

第〇回〇〇学会（〇〇地方会・〇〇研究会）：〇〇円

④学会等共催費

第〇回〇〇学会 〇〇セミナー：〇〇円

C. 原稿執筆料等

自社医薬品をはじめ医学・薬学に関する情報等を提供するため、もしくは研究開発に関わる講演、原稿執筆や監修、その他のコンサルティング等の業務委託の対価として支払う費用等を、以下の要領で公開します。件数は、支払件数です。

①講師謝金

〇〇（氏名） 〇〇大学（〇〇病院） 〇〇科 〇〇（教授等） 〇〇件（支払件数） 〇〇円

法人との契約の場合：〇〇大学（〇〇病院） 〇〇件（支払件数） 〇〇円

②原稿執筆料・監修料

〇〇（氏名） 〇〇大学（〇〇病院） 〇〇科 〇〇（教授等） 〇〇件（支払件数） 〇〇円

法人との契約の場合：〇〇大学（〇〇病院） 〇〇件（支払件数） 〇〇円

③コンサルティング等業務委託費

〇〇（氏名） 〇〇大学（〇〇病院） 〇〇科 〇〇（教授等） 〇〇件（支払件数） 〇〇円

法人との契約の場合：〇〇大学（〇〇病院） 〇〇件（支払件数） 〇〇円

D. 情報提供関連費

医療関係者に対する自社医薬品や医学・薬学に関する情報等を提供するための講演会、説明会等の費用を以下の要領で公開します。

①講演会等会合費

年間の件数および総額

②説明会費

年間の件数および総額

③医学・薬学関連文献等提供費

年間の総額

E. その他の費用

社会的儀礼としての接遇等の費用を公開します。

①接遇等費用

年間の総額

5. 公開金額・公開年度

(1) 公開金額は、原則として消費税抜きの金額です。ただし、公開項目「C. 原稿執筆料等」に該当する場合は、消費税及び源泉所得税込みの金額としています。

(2) 当社の会計年度は、1月1日から12月31日までです。公開年度は、原則として当社決算上の費用計上日を基準とし、その翌年度としています。ただし、「A. 研究費開発費等」「C. 原稿執筆料等」のうち、個人名を公開する場合は、支払先の医療関係者等と当社とで公開年度の認識を一致させることを優先するため、費用計上日ではなく、支払日を基準としています。

制定日 2011年10月1日

改定日 2013年4月17日

改定日 2013年11月22日

改定日 2016年1月15日

改定日 2017年1月1日